

札幌市立西岡北小学校 令和6年度

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年3月31日改定

# 基本方針 目次

---

## 1. いじめ防止に関わる基本的な考え方

- ・ いじめの定義
- ・ いじめに対する見方や考え方
- ・ いじめ防止のビジョン

## 2. 教職員の認識を高める組織と取組

- ・ 教職員の認識を高める組織と取組
- ・ 保護者・地域への啓発と協力

## 3. いじめ防止のために実施する取組

- ・ 授業改善
- ・ いのちの学習
- ・ 道徳科の実践を通じた心の育成
- ・ 学年・学級活動を通じた取組
- ・ なかよし活動を通じた取組
- ・ 幼保小連携・小中一貫教育の取組

## 4. いじめへの対応とその確認

- ・ 対応の方法
- ・ 対応の確認

## 5. 重大事態への対応

- ・ 重大事態とは
- ・ 対応の方法



## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

転出入を除けば6年間という長い年月、同じ学校で学びや遊びを共にする子どもたち。子どもは、心の強さや柔軟さが未成熟であるため、学校という場所・そこに流れる時間・人との関わりは、一人一人にとって安心でき、楽しく、穏やかなものでなくてはならない。

「いじめ」は、それらとは真逆に存在するものであり、子どもたちの成長にとって大切な時間や場所を奪うものである。何よりも、子どもたち同士が原因をつくり、行い、傷付け合うという不幸は、あってはならないものと強く考える必要がある。

本校では、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを共通認識とし、「いじめ防止対策推進法」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を基にして学校いじめ防止基本方針を策定し、一人一人の子どもが、安心して豊かに学ぶことができる環境づくりに全力で取り組む。そして、本校で学んだことを生かし、よりよい社会を支え、生み出す人を育てることを粛々と行っていくのである。

## 2. いじめに対する見方や考え方

大きな社会問題となり、かなりの年月が経っているいじめの問題。家庭・地域・学校のそれぞれの立場での尽力により、いじめを生み出さない状況がつけられてはいるが、いたましい事件の報告が続いている現状がある。

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ・「いじめ」と認識する程度の違い     | ・時代と共に「いじめ」の質の変化      |
| ・「いじめ」という現象の社会的認識の変化 | ・誰にでも起こりえる事象となった「いじめ」 |

上記のような見方や考え方は、私たち教職員、家庭、地域社会の中に渦巻くような変化を遂げており、日常の生活の中で、いつ、誰にでも、仲のよい友人関係であったとしても起こる現象となっている。子どものいじめ問題に対して、学校と家庭で情報共有しながら、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。それが、いじめの予防や初期段階で食い止める手立てともなる。「いじめを無くす」から「いじめの見逃しをなくす」という認識を子ども自身が実感し、子どもを取り巻く大人たちの見方や考え方の転換と共通の認識が今、何よりも必要なのである。

### 3. いじめ防止のビジョン

本校では、いじめ問題に対する共通の認識として、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を基に以下のビジョンを掲げ、いじめ問題に取り組んでいく。

学校・家庭・地域総ぐるみで、  
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

学校は、子どもの安心・安全を守ることを基本とし、家庭や地域社会と連携して子どもに命の大切さを伝え、子どもを見守る意識を高める。また、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感し、安心して過ごすことができるように子どもを見取る組織づくりと取組を行っていく。

## 1. 教職員の認識を高める組織と取組

### ① いじめ対策組織の構成員等

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 構成員については、管理職、（主幹教諭）、教務主任、保健主事、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長が不在時における教頭、特別コーディネーターの役割を定める。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得ること。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めることとする。

### ② いじめ対策検討会議

- (1) いじめ対策検討会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ対策検討会議を必ず開催する。
- (4) いじめ対策検討会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

### ③ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- (2) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。  
ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～】

- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして経年的に把握できるようにする。

### ④ ブロック・学年間の日常の児童情報交流

本校は、現在特別支援学級を含め15学級と小規模の学校である。職員数も少なく、日常的に自分の学級・学年に限らない児童についての交流が行われる環境がある。

その中で、放課後の職員室における児童に関する日常会話を重視する。様々な年齢構成の教職員が在籍することから、児童の見取り方にも多様な視点が考えられる。担任一人の見取りに限定せず様々な教職員の良きアドバイスを大切にしながら、担任の児童観察の視点を磨いていく。

また、過去に担任経験がある教職員との情報交流も併せて行うことで、いじめ問題の早期発見と児童のケアや迅速な保護者対応についても共有していく。

日常における教職員の壁の無い交流を基盤に、組織として問題に取り組むことで、子どもも教師も一人きりになることのない状況を生み出すことを大切にしていける。

## ⑤学校独自児童アンケート（２回）・市教委によるアンケート（１回）の取組

### ～早期発見・早期対応、保護者との共通理解のために～

いじめを見逃さないためには、微細な子どもの変化を見取らなければならない。そのためには学校の中だけではなく、家庭でも子どもの様子を見つめ、両方を両方で共有することが必要である。本校では、７月と２月に行う学校評価のための児童・保護者アンケートの中に、いじめに関する設問を起こし、学校と家庭、両方での見取りを行う。

- ・友達にいじめられて困っています。 ・学校でいじめられている人を見たことがあります。（児童）
- ・お子さんが、思いやりの心をもって誰にでもやさしくすることができるようにしています。（保護者）

上記の児童用の設問に対し回答の内容に添って、担任が全員の児童に個別に話を聞き、指導に当たる。指導については、同学年の担任、担任外、教頭と連携し、いじめ対策検討会議に諮った上で進めるようにする。

また、日常からからかいかいや相手を軽蔑し周囲から失笑を得るような態度は、すぐにその場でどの職員でも指導する。

## ⑥学校評価の位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付け、目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。

## 2. 保護者・地域への啓発と協力

### ①地域との連携

- （１）学校評議員会・学校関係者評価委員会を併せて年３回実施する。地域における児童の捉えや保護者としての育みを交流し、学校生活において子どもの健やかな成長のために共通理解を図る。
- （２）交通安全指導員・スクールガード・町内会の方々とのつながりを強め、校内だけでは気付くことのできない児童の様子も共有していく。

### ②児童・保護者・地域への説明

- （１）入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- （２）保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- （３）方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

### 1. 授業改善

子ども一人一人が、自己実現に向かって学び続ける子どもの姿を目指す。

学んだことから、新たな疑問や課題を見つけ、新たな学びへとつなげていく姿勢を育成する。

### 2. いのちの学習

性教育の視点から、自分の心と体の発達について理解する。

自他の命の尊さについて考え、それらを大切にする気持ちや多様性を認識することで、よりよい解決に向かえる態度を養う。

基本的な生活習慣の定着の視点からも、自ら解決を図ろうとする実践力を培い、いじめ防止に役立てていくようにする。

### 3. 道徳科の実践を通じた心の育成

各学年の道徳教育から、生命尊重、相手を思いやる心、親切心など、豊かな心を育む授業実践を積み重ねていき、6年間を通じた子どもの心の育成に取り組む。

### 4. 学年・学級活動を通じた取組

子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学年・学級づくりを行う。

学級活動において、友達から言われて、嬉しかった・相手の優しい気持ちが伝わってきたと感じた言葉を大切に、日常の教育活動を通じて仲間とのつながりを実感できるようにする。言われて傷ついた言葉についても交流し、コミュニケーションの中で大切な表現力や思いやりの気持ちを育成する。

### 5. なかよし活動を通じた取組

「なかよし活動」(縦割り活動)を行う中で、お互いに認め合う人間関係を育み、年下の子どもを思いやる気持ちや年上の子どもを敬う気持ちを育成する。

### 6. 幼保小連携・小中一貫教育の取組

地域の認定こども園・保育所・中学校との間で、児童に関する情報共有や互いの教育実践に関する研修などを行い、就学時や中学校入学時に児童が安心して学校生活を送ることができるよう連携の充実を図る。

大切なことは「子どもが安心して学校に通える・保護者が安心して通わせる」ことができる学校でなくてはならない。日常的に「安心」が存在する学校づくりを組織的に行っていく。

しかし、起こさないことに全力で取り組む中でも「いじめ」が起きてしまうということも考えなくてはならない。起きてしまった時は全教職員と保護者が共通理解し、より速やかに確実に対応する。

## 1. 対応の方法

### ① 事実関係の確実な把握といじめの認知

- ・客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ・アセスメントシートについては、進級・進学や転学の際に、確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・関係するすべての児童に対して聴き取りを行い、事実と経過を把握する。
- ・聴き取りの際は、いじめられた児童の情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。
- ・確認した事実関係に基づいて、いじめ対策検討委員会等において、いじめの認知の判断を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる。

### ② いじめられた児童の安全・安心を確保

- ・いじめられた児童からの聴き取りの際には、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして心のケアに努める。
- ・見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- ・命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

### ③ いじめた児童と周りの児童への解決に向けた働きかけ

- (1) いじめた児童への指導・対応はいじめたという事実にとどまらず、いじめた児童が抱える問題などにも目を向けたり、いじめを受けた児童の苦しみを理解させたりすることで自分の行為の責任を自覚させる指導を行う。
- (2) 周りの児童への指導・対応はいじめられた児童の苦しみを理解させたり、はやし立てる・見て見ぬ振りをすることがいじめを深刻化させたりすることを改めて指導する。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

④ 関係保護者との連携

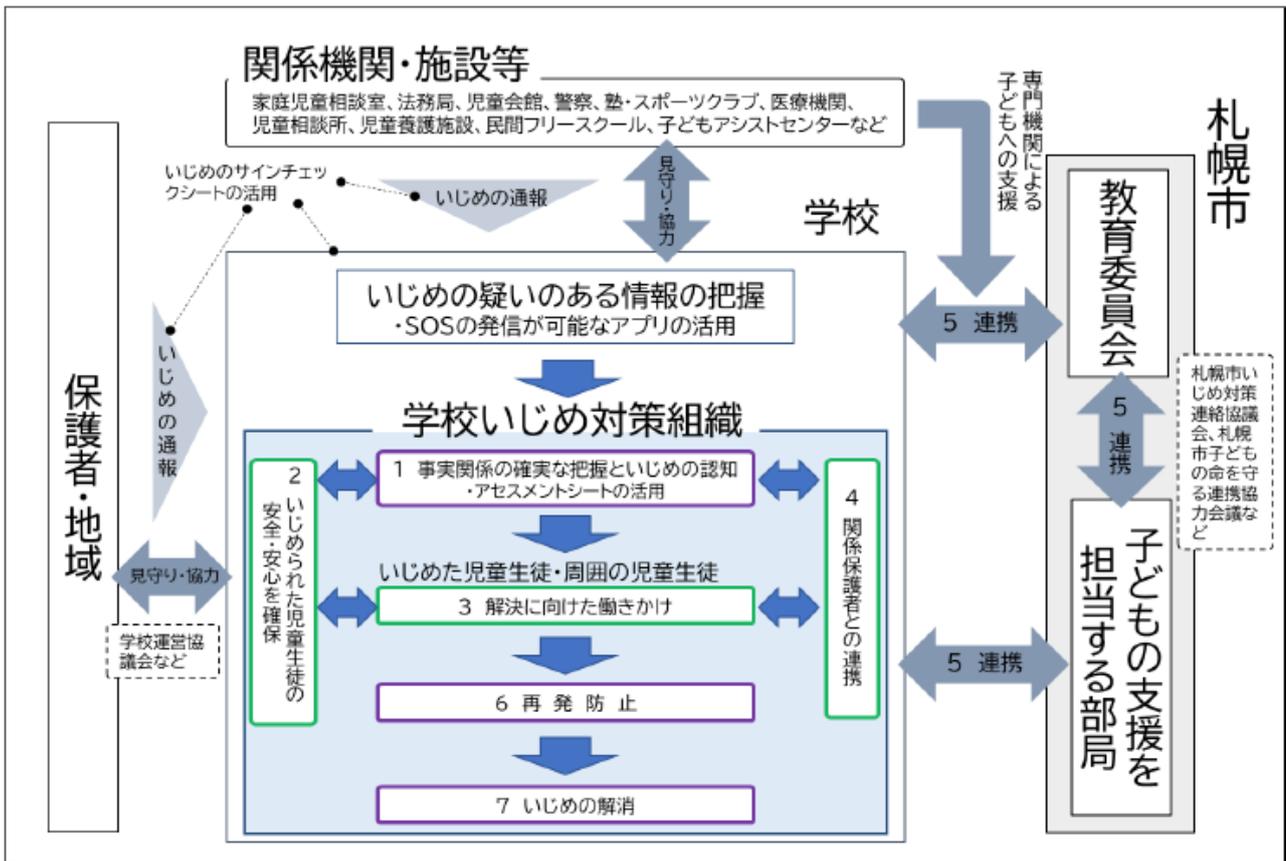
(1) いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。

(2) いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

⑤ 緊急時の対応

- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合は、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ・命に関わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

2. 対応の確認



いじめの重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年3月文部科学省）」及び「不登校重大事態に係る調査の指 針（平成 28 年3月文部科学省初等中等教育局）」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

## 1. 重大事態とは

① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義 を踏まえ年間30 日を目安とする。

## 2. 対応の方法

### ① 重大事態発生の報告

- ・学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

### ② 調査主体の判断

- ・学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。
- ・学校が主体になる場合は、いじめ対策検討委員会に弁護士などの専門家を加えて実施する。

### ③ 調査の実施

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・調査方法等について、事前に児童や保護者に説明する。
- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

### ④ 調査結果の提供・報告

- ・調査の進捗状況や調査結果は、いじめられた児童、保護者に対して適時・適切な方法で情報提供する。

⑤ 調査結果の公表

・国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

⑥ 調査・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

・市長、教育委員会はそれぞれの権限、責任において重大事態への対処、同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

⑦ 学校と教育委員会における取組の検証

・いじめ対策検討委員会において検証を行い、教育委員会に報告する。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

